平成２８年（フ）第１７５３号
さいたま市南区辻７丁目10番３－401号
債務者　中島　広明
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６号
山口県周南市周陽２丁目１番３－303号
債務者　三原　敏文
1　決定年月日時　平成29年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第１６４１号
埼玉県川口市大字安行原1258番地　安行原団地305号、旧住所千葉県松戸市新松戸北２丁目11番地の１　新松戸ファミールハイツ３－809
債務者　越川　英樹
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６７４号
埼玉県戸田市喜沢２丁目41番地の44　シティハイムフレール101号室、旧住所さいたま市緑区大字大門891番地１
債務者　松山　博子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７１９号
埼玉県川口市中青木１丁目８番２号　コアクレスト川口205
債務者　榎　　英治
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５７号
埼玉県蓮田市関山２丁目７番12号　エクセルハイツ蓮田202号
債務者　田口　亮太（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６６号
さいたま市岩槻区大字小溝921番地10
債務者　家久来久美子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０５号
埼玉県上尾市仲町１丁目８番31号　シンワエクセルビル302
債務者　栗原　洋子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１１号
埼玉県上尾市愛宕１丁目８番30号　シティコーポ202
債務者　出口加奈子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２１号
埼玉県戸田市喜沢１丁目７番地の10　メゾンド友202号室
債務者　三浦　　幸
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６７号
埼玉県越谷市蒲生西町２丁目９番地７
債務者　見留　昌子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７０号
埼玉県三郷市新和３丁目217番地　コーポ浜田103
債務者　古姓　沙希（旧姓大井）
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７７号
埼玉県越谷市東越谷１丁目６番地18　フレイグランス101
債務者　白岩　夕夏
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３５号
静岡県田方郡函南町塚本159番地の７　レオパレスルミエール208、前住所静岡県伊豆の国市南條1421番地の６
債務者　五十嵐行雄
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３８号
静岡県駿東郡長泉町下土狩370番地の１　ディアドール長泉305号
債務者　相馬　友世
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第６０２号
大阪府岸和田市額原町262番地の１ウィンディア21Ｂ－102号、前住所大阪府岸和田市山直中町554番地の１
債務者　川端知英子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第６０５号
大阪府泉大津市助松町１丁目11番５号　小津浜ハイツ１Ｂ、前住所大阪府泉大津市森町２丁目９番６号　グレイスコート２番館102
債務者　川北　文子（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係